

# 四万十町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

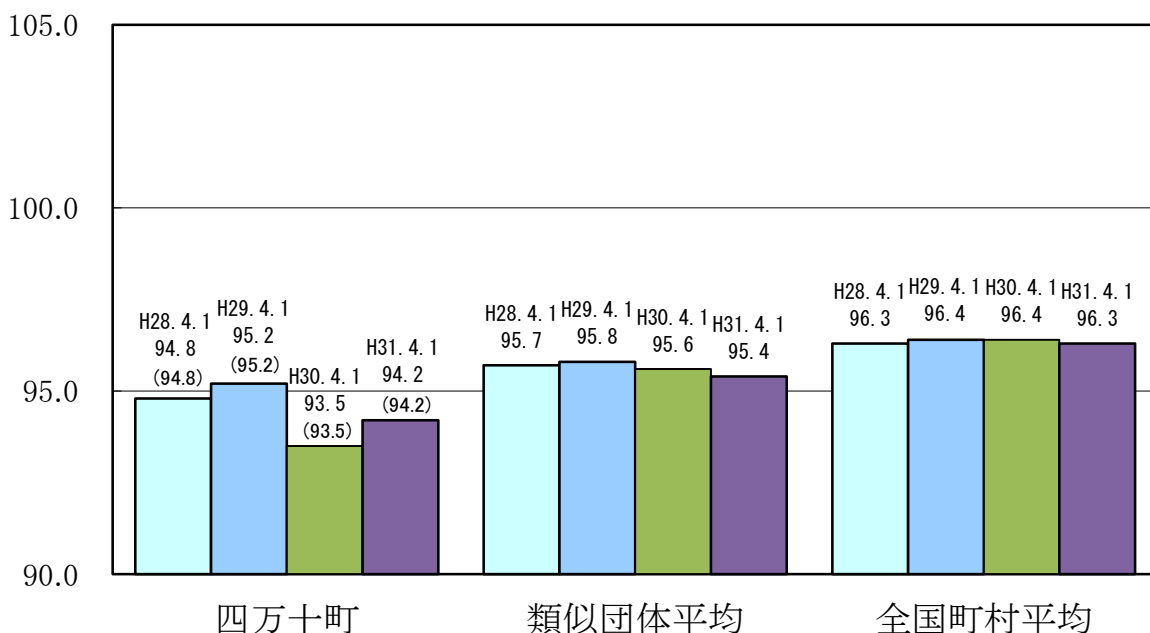
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
H30 年度	人 17,203	千円 16,021,147	千円 378,749	千円 2,136,645	% 13.3%	% 13.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30 年度	人 251	千円 859,961	千円 135,177	千円 341,330	千円 1,336,468	千円 5,325	千円 5,538

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
令和 元年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 元年度	月	月	月	月	月	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

給与表の改定実施時期 平成29年4月1日  
 高知県の給与水準が地域における国家公務員の給与水準を下回る状況にあることから、本町は高知県の給与に準拠する給与体系を取ってきたが、国から「給与制度の総合的見直し」の実施を強く要請され、国に準拠する給与体系に変更。(このことにより、平均1%の引き下げとなる。)  
 激変緩和のため、平成29年度に限り経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

なし

③その他の見直し内容

行政職俸給表(一)、勤勉手当、住居手当を「令和元年人事院勧告」に基づき改正。  
 ・行政職俸給表(一)について、国と同様に見直しを実施。(平成31年4月1日から実施)  
 ・勤勉手当について、国と同様に見直しを実施。(法律の公布日から実施)  
 ・住居手当について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日から実施)

(6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
四万十町	41.1 歳	293,800 円	345,398 円	314,528 円
高知県	42.9 歳	318,538 円	386,070 円	339,945 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	41.5 歳	303,534 円	356,363 円	329,066 円

### (2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		四万十町	高知県	国
一般行政職	大学卒	170,100 円	184,900 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	150,800 円	148,600 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,000 円	342,200 円	379,800 円	393,000 円
	高校卒	223,200 円	306,100 円	349,800 円	367,200 円

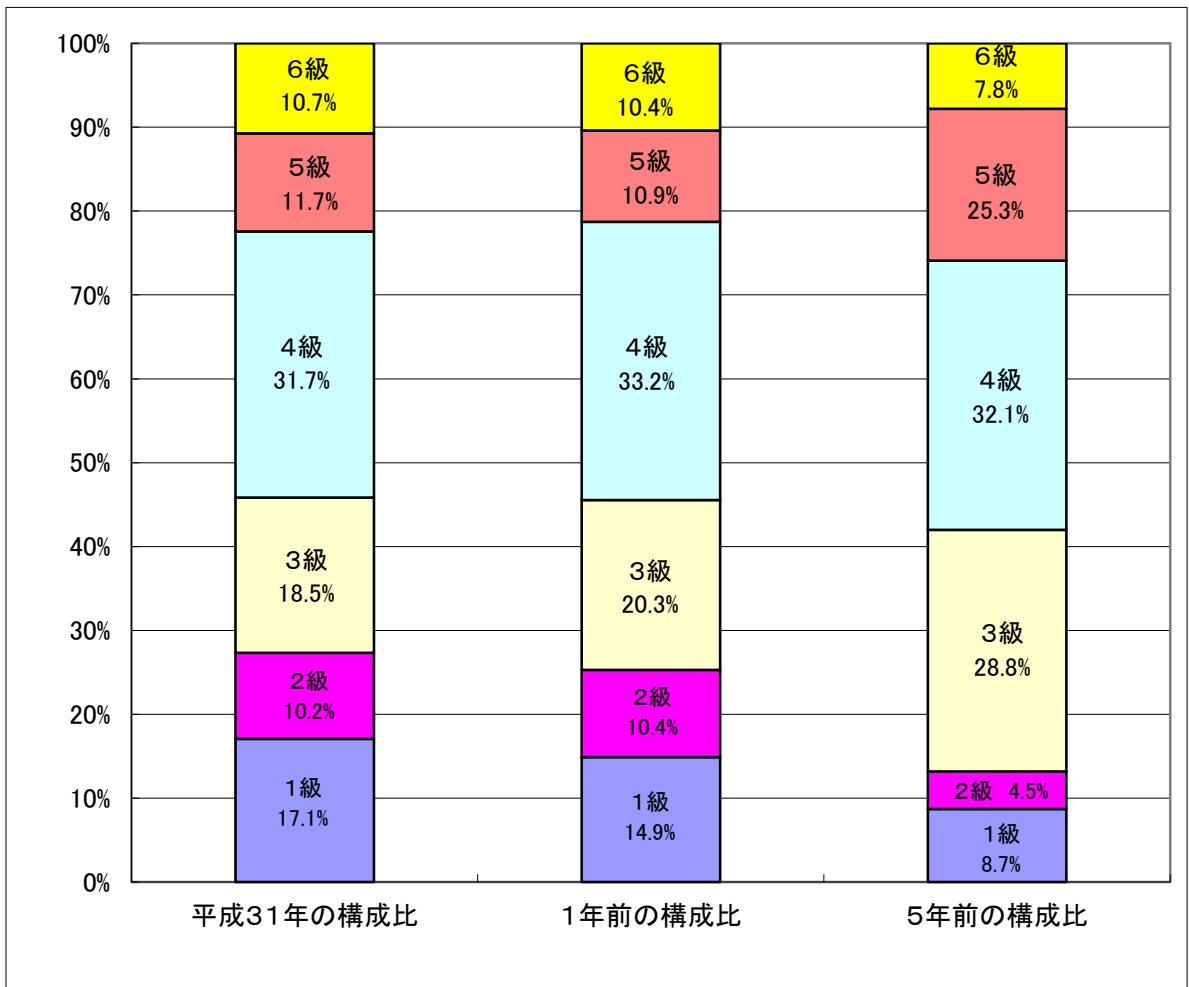
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

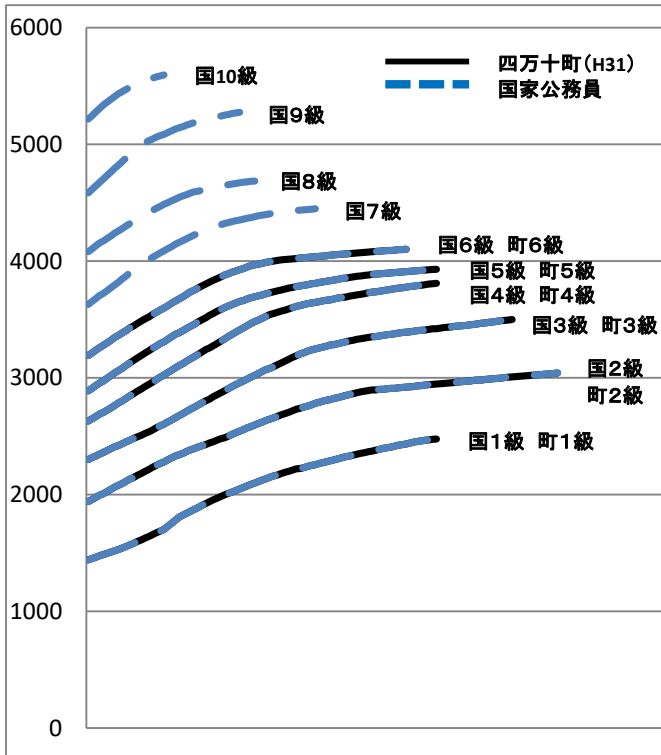
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給与月額	最高号級の 給与月額
6 級	会計管理者、政策監、地域振興局長、教育次長、副支所長、課長、事務局長、福祉医療センター所長等	22	10.7%	319,200	410,200
5 級	副課長、次長、室長、総括主幹、総括技幹、保育所長等	24	11.7%	288,900	393,000
4 級	副課長、次長、室長、総括主幹、総括技幹、主幹、技幹、主任保育士等	65	31.7%	263,000	381,000
3 級	主査、技査、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、介護福祉士	38	18.5%	230,000	350,000
2 級	主任、主任技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、介護福祉士	21	10.2%	194,000	304,200
1 級	主事、技師、保育教諭、保育士、保健師、社会福祉士、介護福祉士	35	17.1%	144,100	247,600

(注) 1 四万十町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四万十町	高知県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,360 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,569 千円	—
（30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分（0.90）月分	（30年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 （1.375）月分（0.800）月分	（30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分（0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成31年度中の運用 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

四万十町			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	9,951 千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

記載なし。（四万十町が支給している地域手当は、国の制度によるものでない。）

支給実績（30年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	16 %

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		1,800 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		600,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		1.0 %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（30年度実績）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	13 千円	日額 1,000円
夜間看護業務手当	国民健康保険大正診療所の病棟に勤務する職員	夜間看護業務	0 千円	1回 4,500円
医療業務手当	国民健康保険十和診療所等に勤務する医師	医療業務	1,800 千円	月額 50,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	53,362 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	213 千円
支給実績（平成29年度決算）	48,319 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	193 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000円（配偶者がいない場合は1人目のみ10,000円） 父母6,500円（配偶者がいない場合は9,000円） 16～22才の子1人につき5,000円加算	同		24,284 千円	218,775 円
住居手当	借家の場合：家賃12,000円を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		17,051 千円	279,525 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じて2,000円～29,500円を支給 片道2km未満の者：なし	異なる	自動車等を使用する職員に対して一部異なる措置	20,924 千円	136,758 円
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,500円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	異なる	国制度は給料月額の20%を超えない範囲	11,144 千円	484,522 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難又は特別の事情があると認められる医師又は専門知識を必要とする医師又は職員に対して支給 採用後の経過年数によって規則で定める額	同		4,421 千円	4,421,000 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
特地勤務手当	地域手当に該当しない医師に対して支給 異動日給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額又は現給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額	同		179 千円	179,000 円
休日勤務手当	休日等(祝日法による休日、年末年始の休日等)に勤務した職員に対して支給 給与額の125~150/100	同		1,602 千円	20,279 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支給 4,200円	同		437 千円	9,932 円
管理職 特別勤務手当	週休日、休日等に勤務した管理職員に対して支給 6,000円~12,000円	同		168 千円	42,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	737,000 円 ( 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 847,000 円 / 699,000 円
	副町長	631,000 円 ( 円 )	679,000 円 / 546,000 円
報酬	議長	310,000 円 ( 円 )	345,000 円 / 256,000 円
	副議長	270,000 円 ( 円 )	280,000 円 / 213,400 円
	議員	250,000 円 ( 円 )	250,000 円 / 195,000 円
期末手当	町長 副町長	(30年度支給割合) 2.90 月分	
	議長 副議長 議員	(30年度支給割合) 2.90 月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職年数×5.0	14,740 千円 任期毎
	備考	給料月額×在職年数×3.0	7,572 千円 任期毎

- (注) 1 給与及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額であり。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

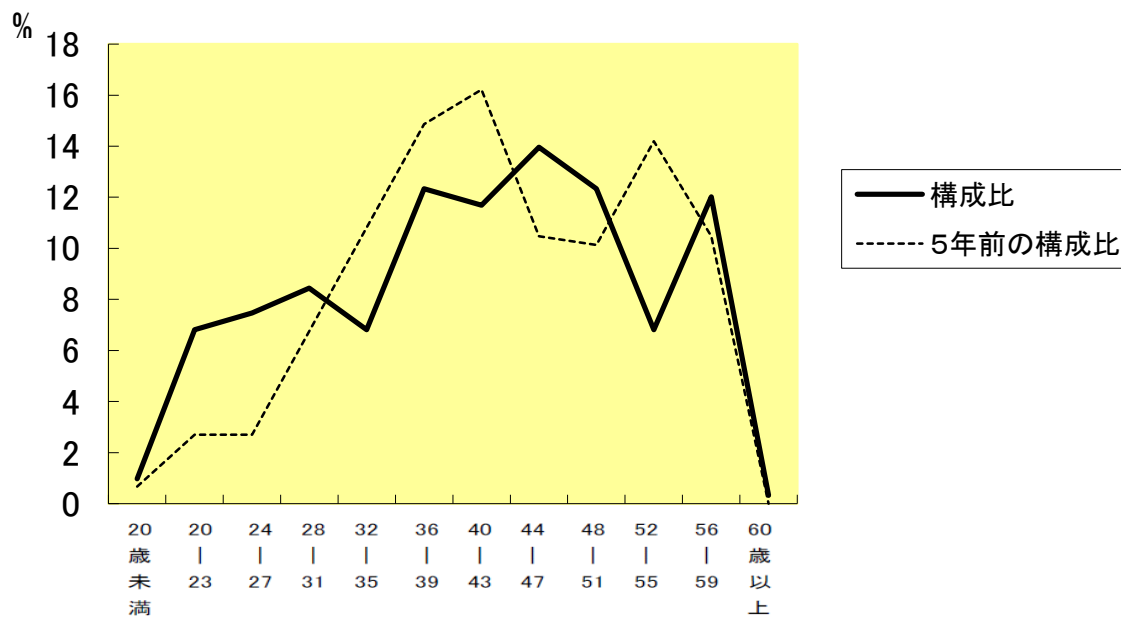
区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
普通会計部門	議会	4	3	△ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務配分の見直し (△ 1)</li> <li>・事務配分の見直し (△ 1)</li> <li>・一部事務組合解散対応業務増加のため政策監を配置 (1)</li> <li>・機構改革業務増加のため、まちづくり推進室を拡充 (1)</li> <li>・事務配分の見直し (1)</li> <li>・福祉業務増加のため、社会福祉士の増員 (1)</li> <li>・事務配分の見直し (2)</li> <li>・臨時対応していた保育士の雇用 (2)</li> <li>・事務配分の見直し (△ 2)</li> <li>・事務配分の見直し (1)</li> <li>・予定外の職員の退職 (△ 1)</li> </ul>
	総務	36	36	0	
	企画	14	15	1	
	住民	17	18	1	
	税務	15	15	0	
	民生	58	63	5	
	衛生	18	16	△ 2	
	労働	0	0	0	
	農林水産	25	26	1	
	商工	17	16	△ 1	
	土木	16	16	0	
	計	220	224	4	<参考> 人口1万当たり職員数 130.21 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 91.80 人)
	教育部門	29	29	0	・職員の退職不補充 (△ 2)
	消防部門	0	0	0	
	小 計	249	253	4	<参考> 人口1万当たり職員数 147.07 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 110.52 人)
公営企業等 会計部門	病院	29	29	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護業務増加のため、介護支援専門員の配置 (2)</li> </ul>
	水道	5	5	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	18	20	2	
	小 計	53	55	2	
合 計		302	308	6	<参考> 人口1万当たり職員数 179.04 人
		[ 374 ]	[ 374 ]	[ - ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	21人	23人	26人	21人	38人	36人	43人	38人	21人	37人	1人	308人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	208	212	218	213	220	224	16 ( 7.3% )
教育	32	32	32	31	29	29	△ 3 ( -10.3% )
消防							0 ( )
普通会計計	240	244	250	244	249	253	13 ( 5.2% )
公営企業等会計計	57	54	54	53	53	55	△ 2 ( -3.8% )
総合計	297	298	304	297	302	308	11 ( 3.6% )

(注) 1 各年における定員管理において報告した部門別職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
30年度	千円 104,361	千円 11,986	千円 7,440	% 7.1	% 8.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 1	千円 5,170	千円 290	千円 1,980	千円 7,440	千円 7,440	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
四万十町	54.0 歳	430,833 円	620,000 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

四万十町		一般行政職	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,980 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,360 千円	
(30年度支給割合)	(30年度支給割合)	(30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.450) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.450) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

四万十町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
1人当たり平均支給額 千円			1人当たり平均支給額 9,951 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

該当なし

##### エ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	130 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	130 千円
支給実績（平成29年度決算）	106 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	53 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との同異	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000円（配偶者がいない場合は1人目のみ10,000円） 父母6,500円（配偶者がいない場合は9,000円） 16～22才の子1人につき5,000円加算	同		0 千円	0 円
住居手当	借家の場合：家賃12,000円を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じて2,000円～29,500円を支給 片道2km未満の者：なし	同		160 千円	160,000 円
管理職手当	管理職員に対して支給 6級 月額42,500円 5級 月額38,100円 4級 月額36,200円	同		0 千円	0 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難又は特別の事情があると認められる医師又は専門知識を必要とする医師又は職員に対して支給 採用後の経過年数によって規則で定める額	同		0 千円	0 円
特地勤務手当	地域手当に該当しない医師に対して支給 異動日給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額又は現給料月額、給料の調整額及び扶養手当に100分の3を乗じて得た額に2分の1を乗じた額	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等（祝日法による休日、年末年始の休日等）に勤務した職員に対して支給 給与額の125～150/100	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支給 4,200円	同		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	週休日、休日等に勤務した管理職員に対して支給 6,000円～12,000円	同		0 千円	0 円